

佐野市指定有形文化財「旧三好小学校校舎」における支障木伐採業務委託  
仕様書

第1章 総則

履行場所

佐野市岩崎町1325-1 旧三好小学校校舎

作業概要

ヒマラヤ杉3本（いずれも幹回約220cm）を伐採し、運搬・処分する。







## 履行期限

履行期限は、令和7年3月7日（金）までとする。

## 安全管理

- 1 作業の施行にあたっては、安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。
- 2 ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱いについて、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずる。
- 3 作業の施行にあたり、旧三好小学校校舎や周辺民家等を損傷しないよう十分注意して施行する。万一損傷した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに応急措置を取り、受託者の負担で原形に復旧する。
- 4 人身事故、災害、または第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置及び二次災害防止措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、直ちに監督職員に報告する。
- 5 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出する。風等で園路や近隣に散乱しないように注意する。
- 6 架空線（高圧線、通信線等）の影響や急傾斜地等、作業の安全性が確保できない場合は、その後の対応について監督職員と協議すること。
- 7 周辺道路の交通や来館者等の妨げになったり危険のないように十分注意して行う。

## 一般事項

- 1 作業着手前に現地調査を入念に行い、手戻り等が生じないよう作業手順を検討し、伐採計画を立案すること。  
また、立案にあたり、伐採の時期については、監督職員と協議も経たうえで決定するものとする。
- 2 必要な手続きが生じた際は、関係者や関係機関と事前調整を行うこと。
- 3 現地調査の上、設計条件（提示した数量等と差異が生じた場合など）に相違が生じた際は、監督職員と協議すること。
- 4 伐採により周辺施設へ影響を及ぼす可能性がある場合は、監督職員と協議すること。
- 5 受注者は、作業が完了した際は、状況を写真に撮り発注者までメール等で報告すること。
- 6 この仕様書に定めのない事項は必要に応じて発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。